令和８年度 山梨県森林環境保全基金運営協議会 次第

日　時　　令和８年１０月２２日（木）
　　午後２時３０分～４時３０分
場　所　　恩賜林記念館　大会議室

１　開　　会

２　あ　い　さ　つ

３　議　　事

（１）令和７年度事業について　　（資料１）

（２）令和８年度事業について　　（資料２）

（３）基金の管理状況について　　（資料３）

（４）事業効果の検証について　　（資料４）

（５）森林環境保全基金事業第４期計画の方向性について　　（資料５）

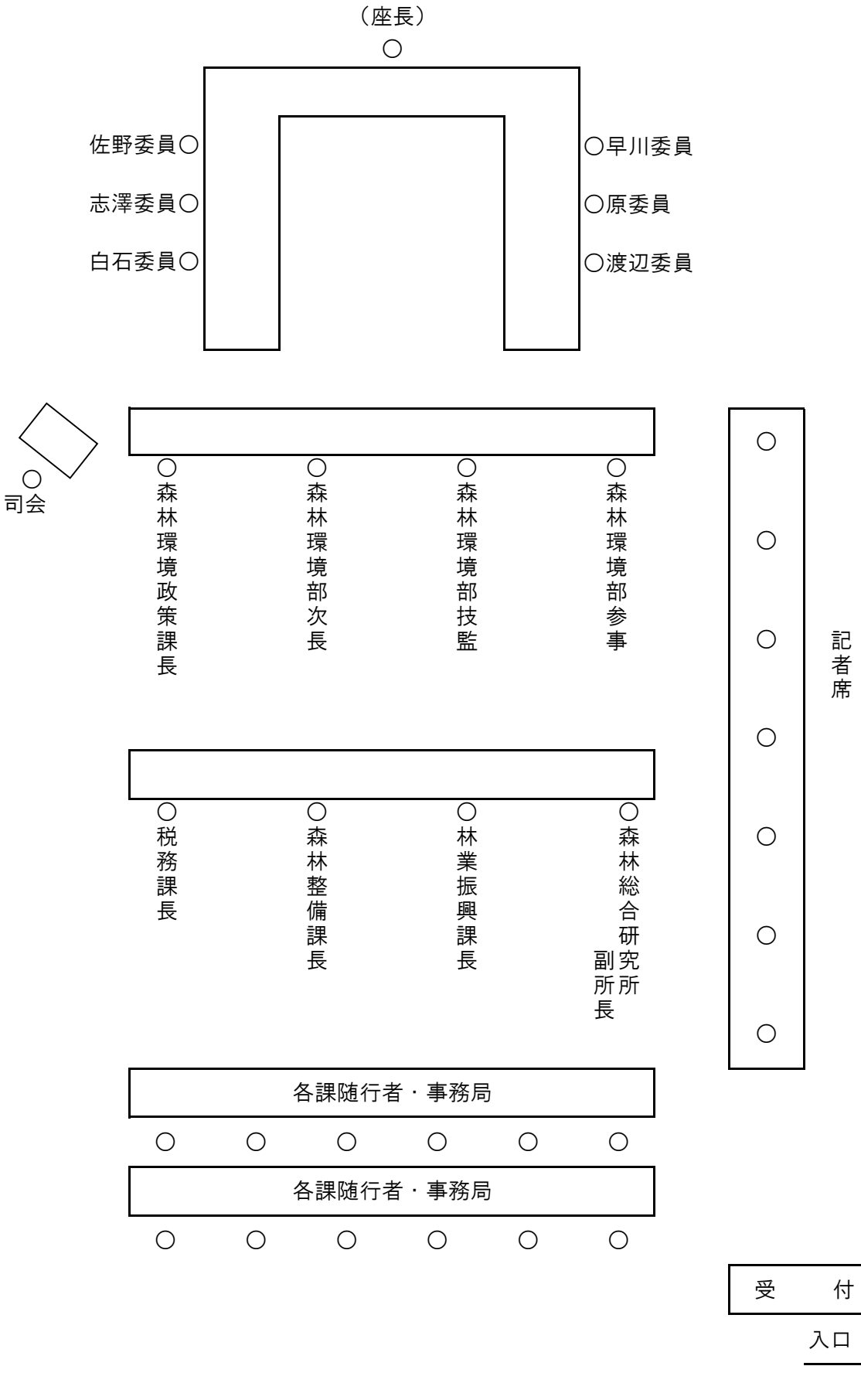
（６）その他

４　閉　　会

令和8年度　山梨県森林環境保全基金運営協議会

日時　令和8年10月22日（木）午後2時30分～4時30分

場所　恩賜林記念館　大会議室



山梨県森林環境保全基金運営協議会　委員名簿

任期：令和8年10月22日～令和10年10月21日

（50音順）

氏　　名	所　　属　　等
五味（ごみ）　愛美（あいみ）	五味五感企画　主宰
佐野（さの）　さとえ	(一社)山梨県消費者市民社会推進協議会　執行部役員
志澤（しざわ）　美香（みか）	(元)山梨県森林審議会　公募委員
白石（しらいし）　則彦（のりひこ）	東京大学名誉教授
早川（はやかわ）　禮史（れいじ）	(一社)山梨県法人会連合会　青年部会連絡協議会副会長
原（はら）　二士夫（ふじお）	山梨県森林整備生産事業協同組合　理事長
保坂（ほさか）　眞一（しんいち）	山梨市農林課長
渡辺（わたなべ）　節子（せつこ）	(元)山梨県環境保全審議会　公募委員

山梨県森林環境保全基金事業の概要

～やまなしの森林をみんなで守り育て、次世代につなげる森林環境税の取り組み～

１．森林環境税導入の経緯

・　県土の78％を占める森林は、洪水や土砂災害から県土を保全して県民の生命や財産を守るとともに、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど私たちの暮らしと切り離すことができない多くの大切な機能（森林の公益的機能）を持っています。

・　社会経済環境の変化に伴い、民有林の中には整備が行き届かず、荒廃が進んでいる森林が多く見られ、森林の持つ公益的機能が十分に発揮できなくなる恐れが生じています。

※　本県民有林185,000haのうち、間伐がされず荒廃が進んでいる森林（荒廃森林）19,000ha

・　このため、山梨県では、県民の暮らしを支えるかけがえのない森林を健全な姿で次の世代へ引き継いでいくために**平成24年4月から森林環境税を導入**し、税収は基金に積立て、森林環境保全基金事業として公益的機能が十分に発揮される「健全な山梨の森づくり」を進めています。

・　森林環境保全基金事業では、**荒廃森林19,000haの早期解消を主な目的**とし、**1期を5年とした4期計画（20年）で取り組む**こととしています。

・　計画は、5年ごとに事業の効果や森林を取り巻く状況等を考慮して、制度の点検・見直しを行うこととしています。

２．森林環境税の仕組み

・課税方式　県民税均等割超過課税方式（既存の県民税均等割に上乗せ）

・対 象 者　個人：県民税を納めている方
　　法人：県民税を納めている法人

・税　　率　個人：**500円**
　　法人：**均等割額の5%相当額**（1,000円～40,000円）
　　※　年間2億9千万円程度の税収

・管　　理　税収入と使途の関係を明確にするため、**森林環境保全基金**に積み立て、適切に運用

３．森林環境保全基金事業

・　事業の柱となる荒廃森林の再生などの公益的機能の維持増進を図る森づくりに加え、健全な森づくりを促進させていくため、県産材利用の促進や普及啓発の取り組みなどの**３つの基本施策**による事業を展開

３つの基本施策

- 多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり
- 木材・木質バイオマスの利用促進
- 社会全体で支える仕組み